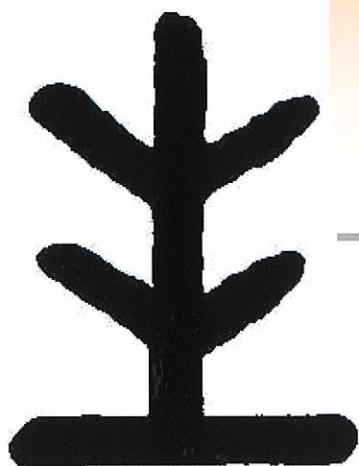


土浦地区更生保護 サポートセンター

所在地 〒300-0043
茨城県土浦市中央二丁目16-4
(土浦市亀城プラザ 2階)
電話 029 (875) 9701
F A X 029 (875) 9702
Email: tsuchihogo@gmail.com



土浦市イメージキャラクター
つちまる



かすみがうら市公式キャラクター
かすみがうにゃ

人はみな、生かされて生きていく



土浦地区保護司会

サポートセンターの機能

サポートセンターは、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、観察所の協力や地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティア活動の場でもあります。

サポートセンターは 以下の業務を行っています

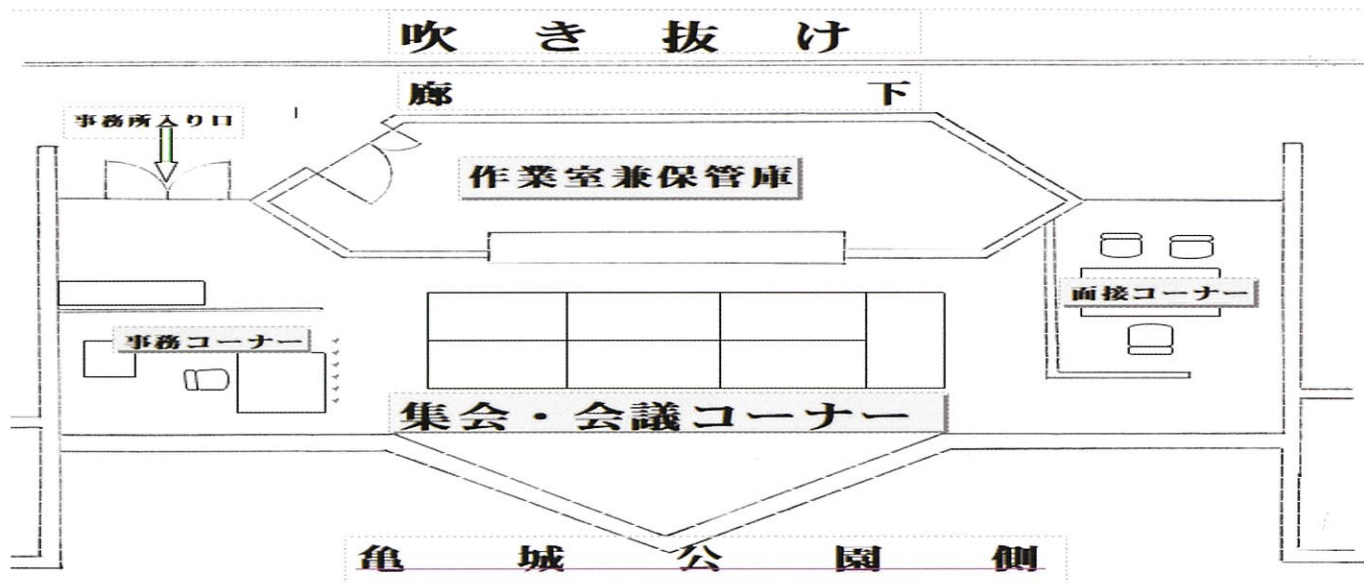
- ➡ 土浦地区保護司会の事務所
- ➡ 保護司の研修、会議の場所（収容定員は約20名）
- ➡ 更生保護女性会、BBS会及び協力雇用主会等の活動、研修場所
- ➡ 関係機関及び団体との連絡調整
- ➡ 犯罪非行に関する相談
- ➡ 保護観察対象者との面談場所
- ➡ 情報の収集、発信、提供
- ➡ その他、サポートセンターが行うことが適当と思われる更生保護に関する業務

サポートセンターの利用について

- ➡ 開館日は原則として、日曜日・水曜日を除く日（企画調整保護司が駐在）
（ただし、年末・年始・国民の祝日・その他会長が指定する日は、休館とします）
- ➡ 開館時間は、9時30分から16時00分です。
（ただし、必要に応じて変更することがあります）

※利用する場合は、電話・FAX・メール等により、原則一週間前までにお申し込み下さい。
なお、休館日の利用についても相談に応じます。

施設の概要



施設の写真



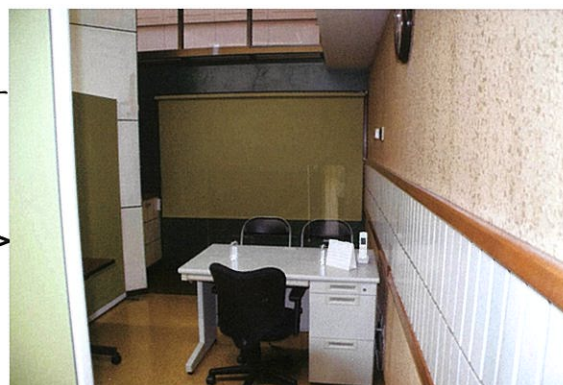
← 左
サポートセンター
が入る亀城プラザ



右 →
サポートセンター
事務所入り口



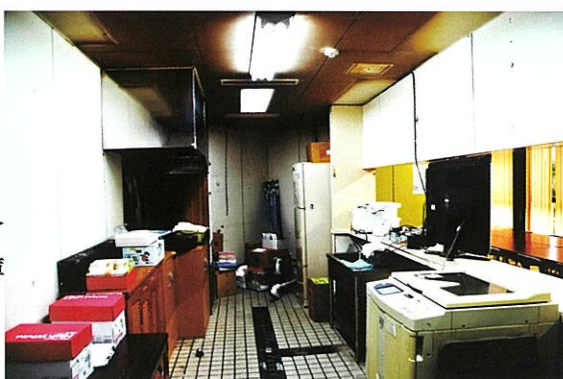
← 左
集会・会議コーナー
(約30㎡)



右 →
面接コーナー
(約10㎡)



← 左
事務コーナー
(約8㎡)



右 →
作業室兼保管庫
(約47㎡)

更生保護の目的

《更生保護法第1条》

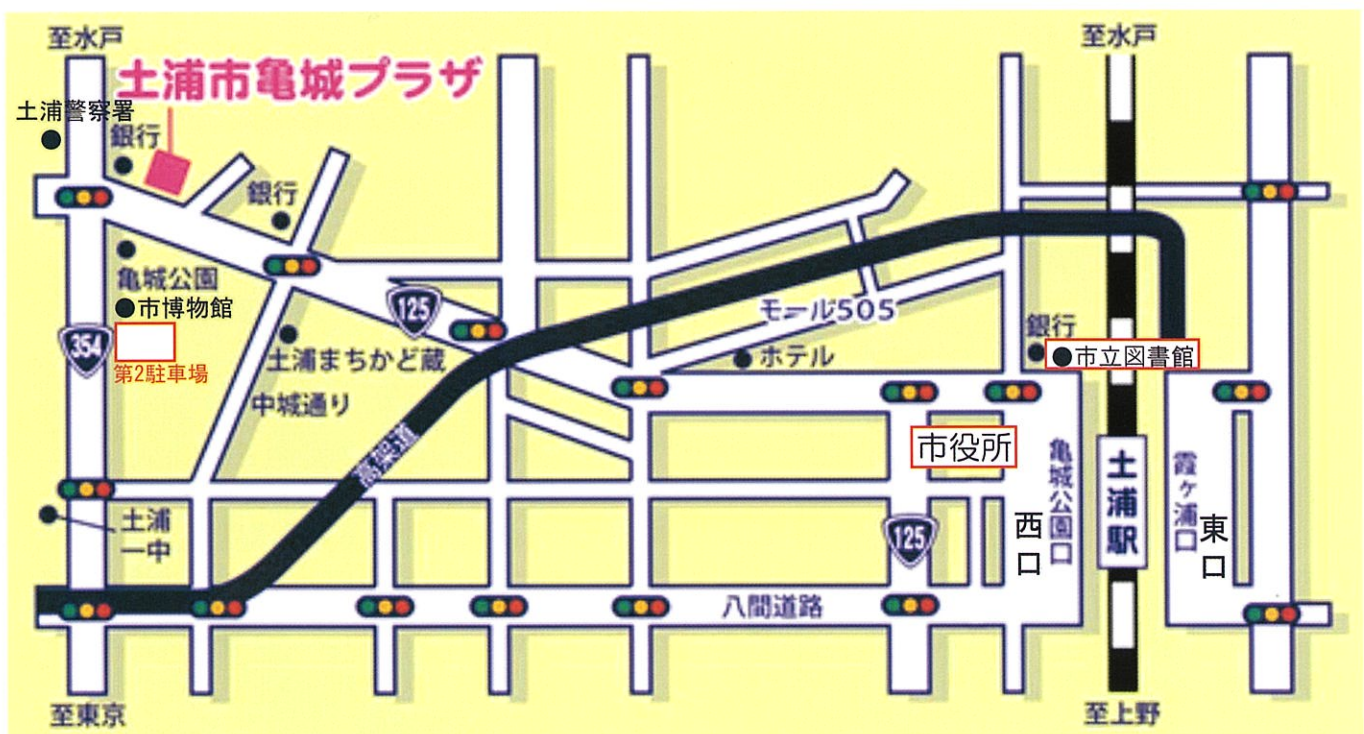
「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、またはその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」

◎犯罪や非行をしたほとんどの人は、いずれは社会に帰ってきます。再び犯罪に手を染めることのないよう、その立ち直りを支えようとする制度が「更生保護」です。大切なことは「立ち直りを支える地域のチカラ（更生保護女性会やBBS会、協力雇用主、関係機関の方々等）なのです。」皆様のご理解ご協力をお願い致します。

交通案内

JR常磐線「土浦駅」下車「亀城公園口」（西口）より徒歩約10分

バスをご利用の場合は、亀城公園口乗り場4番、5番、6番から乗車し、「亀城公園前」下車又は土浦駅亀城公園口バス乗り場3番からまちづくり活性化バスキラちゃんB-2コース（亀城公園循環）に乗車し、「亀城公園前」下車
車でご来所の際は、地下駐車場をご利用いただくか博物館第2駐車場をご利用下さい。なお、博物館第2駐車場は、出庫の際サービス券が必要となりますので亀城プラザ1階の管理事務所でお受け取り下さい。



サポートセンターは、2011年7月土浦・かすみがうら両市のご支援により茨城県内で最初に開設されました。